



# 街づくり関連3法が成立

これにより今後の商業政策は「まちづくり重視」へと転換してゆく。

- ・4月から国会で審議されていた街づくり関連3法が5月下旬に政府原案通り成立した。
- ・3法とは次のとおり

- ①大型店出店の新たな調整の仕組みを定める「大規模小売店舗立地法」
  - ②全国的な都市中心部の空洞化に対応した総合的な活性化対策を裏打ちする「中心市街地活性化法」
  - ③特別用途地区を弾力化し、ゾーニングを進めるための「改正都市計画法」
- ・公布・施行日は次の通り

	公布日	施行日
・大規模小売店舗立地法	6月3日	公布日から2年以内 (再来年6月施行)
・中心市街地活性化法	6月3日	公布日から2ヶ月以内 (7月24日施行)
・改正都市計画法	5月29日	公布日から6ヶ月以内 (11月中に施行)

## ▶大規模小売店舗立地法◀

この法律は、現在の大店法廃止とともに平成12年春には施行される見通しとなっている。  
大店法との主な相違点は下表のとおりであるが、これにより大型店出店は、「需給調整」から「住環境重視」へと大きく変わる。

	主 な 相 違 点	
	大 店 法	立 地 法
主 な 目 的	中小小売店保護	消費者利益保護
店 舗 面 積	5 0 0 m <sup>2</sup> 超	1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 超 (予定)
審 査 内 容	店 舗 面 積 閉 店 時 刻 休 業 日 数・開 店 日	交 通 渋 滞 ご み 処 理 騒 音 な ど
審 査 主 体	国 ・ 県	県 ・ 政 令 市

### ポイント1

大規模小売店舗立地法は何を調整し、何を守るのか(「生活環境」の概念には何を含まれるのか。運用の「指針」はとうなるのか。)

(商工会議所の要望)

- 生活環境： 交通、ゴミ、騒音等といった狭義の「環境」だけでなく、欧米諸国と同様、「住み良い街づくり」(住民の利便)のための様々な問題も広く含めるべき。仮にこれらが「生活環境」に含まれないのなら、調整機能は不十分。
- 「指 針」： 指針における調整対象には次の事項を含めるべき。  
・身近な買い物機会の確保  
・中心市街地のにぎわいの確保  
・街づくり計画(再開発計画等)への影響
- 届出事項： 届出した事項をベースに調整が行われることになるため、届出事項は広いものとすべき。特に、販売内容、営業形態を「施設の運営方法」に関する届出事項とすることが必要不可欠。
- 地方の実情に応じ地域独自の基準や、調整事項を設定できるようにすべき。

(附 帯 決 議)

- 指針の内容については、本法が広く生活環境の保持、住民利便の確保を目的とすることにかんがみ、欧米諸国同様、一定の街づくりの重要性にも留意する(衆議院一)。
- 大型店の立地が街づくりに影響することにかんがみ、生活環境の保持、住民利便の確保の観点から、地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定する(衆議院二)。
- 指針策定に当たっては、地方自治体の運用が制度改正の趣旨に則して円滑かつ適正に行われるようナショナル・スタンダードとして明確かつ具体的なものとする(衆議院一)。
- 届出事項を定める省令においては、指針に照らして必要十分な事項を盛り込む(衆議院一)。
- 地方自治体が個別事案への対応を行うに当たっては、地域の実情を柔軟に反映できるよう、配慮する(衆議院一)。

③ ナショナル・スタンダード=国民的でなじみ安さ

### ポイント2

商工会議所等の意見・役割はどうなるのか。

(商工会議所の要望)

- 商工会議所等の公益性に鑑み、地域における代表的な公益団体として明確に認識し、その意見・役割を重視した運用が図られるべき。

(附 帯 決 議)

- 地方自治体においては、本法の趣旨に基づき、地域住民、諸団体をはじめとした関係者の意見が適正に伝わるよう検討会議の設置など住民参加の途を十分確保する(衆議院二)。

## むつ商工会議所としての対応

今回の街づくり関連3法の成立にあたっては合計34項目の付帯決議がなされているが、特に大規模小売店舗立地法に対する付帯決議では、「地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定する」など商工会議所が強く求めていた街づくり重視の観点が明示された。

むつ商工会議所は、国の政省令が未だ具体化されず不透明な部分がありますが、日商等を通じ3法が地域の街づくりに役立つよう意見活動をしていく所存である。

特にマスタープラン(基本計画)の策定等についても今後市当局と十分な連携を図りながら具現化をして行きたい。

### ポイント3

「勧告」と「公表」で法律の実効性が確保できるのか。

(商工会議所の要望)

- 大型店の中には都道府県の意見を無視するものもあり得ることから、勧告・公表で十分か不安。
- 公表でも従わない場合には、大店法のように命令・罰則制度を設けるべき。

(附 帯 決 議)

- 都道府県による「勧告」、「公表」制度については、その目的が十二分に担保される的確な運用を行うよう指導するとともに、その運用状況について常時把握する(衆議院四)。
- 本法がその趣旨に則って適切に運用されるよう、その運用状況について十分注視し、必要に応じて適切な措置を講ずる(衆議院八)。
- 本法の趣旨が十分に尊重され、周辺環境に適切な配慮がなされるよう、大規模小売店舗の設置者に対し実効性のある対応を促す(衆議院三)。
- 施行後においては、大規模小売店舗の立地後の地域社会等への影響、状況を常時把握し、必要に応じて適切な措置を講じる(参議院五)。

### ポイント4

都道府県による広域的調整はどうなるのか。

(商工会議所の要望)

- 大型店出店による生活環境上の影響が広域にわたる場合には、広く関係者の意見を踏まえて、広域的な調整が円滑に行われる必要。

(附 帯 決 議)

- 出店に伴う生活環境上の影響が広範囲にわたる場合には、都道府県等が広く関係者の意見を踏まえて、適切に対応するよう指導する(参議院三)。

### ポイント5

地方公共団体の施策(第13条)で何が禁止されたのか。

(商工会議所の要望)

- 地方分権の観点から、「街づくり」について地域の取組みを促進すべき。
- 「地域の需給状況」は極めて曖昧であり、地域の取組を阻害することにもなりかねない。
- 本来、この規定はWHOルールに違反する規制のみを禁止するためのもの。
- 中心市街地の商業の衰退、身近な買い物機会の確保への影響等を理由とした「街づくり規制」は海外でも一般的であり、問題ないことを明確にすべき。

(附 帯 決 議)

- 本法がWHOの諸規定に適合するものであることを明確にしたものであることを踏まえ、改正都市計画法等を活用して諸外国でも行われている中心市街地活性化等のための郊外開発の規制等は行われ得ることを明きらかにし、この旨を周知徹底する(衆議院五)。
- 本法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の制定の趣旨を十分に踏まえた「街づくり」、「住民の購買機会の確保」が促進されるよう関係省庁は相互に連携して、地方自治体が地域経済、社会の健全な発達と地域住民の利便の増進のための必要な独自の振興策を講ずることを積極的に支援する(衆議院七)。

③ WHOルール=世界貿易機関の規則 WHO=World Trade Organization  
(従来のガットを発展的に解消し、1995年に81ヶ国が参加してWHO協定が発足した。本部はジュネーブ)

## ▶中心市街地活性化法◀

空洞化が進む都市中心部の活性化を目指すため、関係11省庁が関わる街づくりの総合的な支援策。  
この法律では国の基本方針に基づき市町村が基本計画を策定、その基本計画に添ってTMO(タウンマネジメント機関)等が計画・実施することになっている。  
これにより、商業施設のみでなく、公共施設や都市基盤施設など一体化したまちづくりへの支援が実施される。

## ▶改正都市計画法◀

現行の都市計画法では、12種類の用途地域と、この用途地域を上塗りする形で11種類の特別用途地区(商業専用地区、文教地区など)が定められている。今回の改正では、地域の実情に的確に対応したまちづくりの推進を図るため、特別用途地区の法令による限定を廃止、例えば「中小小売店舗地区」などそれぞれの地域の実情に照らして、適切な特別用途地区を設定することが可能になった。

## 商工会議所としての今後の対応

(日商・各地商工会議所)

- 今後の政府による3法に関する政省令・指針の策定作業に対応して、日商としては、法律の適正な運用が図られるよう、また、ゾーニングが促進されるよう検討を進め、街づくりに関する働きかけを積極的に行っていく。さらに、実務上の観点からの制度活用のためのマニュアルづくり等に取り組んでいく方針。
- 3法はいずれも地域の多様性を前提に自主・自律を基本としており、商工会議所としても、地域特性を活かした街づくりに一層努めていく必要。
- 市町村との緊密な関係がこれまでになく重要となるものと考えられることから、商工会議所がリードして、できるだけ早く、市町村との間で今後の街づくりについての共通認識を得ることが必要。
- 特に、立地法関係では、地域事情に応じて審議の場も必要だが、何よりも商工会議所の役割の内容が重要であり、商工会議所が実質的な役割を担えるよう市町村との話し合いを進めるべき。
- ゾーニングについては、設定が容易ではないが、市町村マスタープランの制定、特別用途地区の設定、街づくり条例等の制定などについて市町村長に要請していくとともに、地元コンセンサスの形成に努めることが必要。
- 中心市街地活性化対策の実施についても市町村に働きかけるとともに、TMO(タウンマネジメント機関)引き受け等について積極的に検討することが重要。

③ ゾーニング=都市計画などで特定区域ごとに建築用途の種類を加えて規制すること。

むつ商工業協同組合の部会総会終る。

正副部会長と事業計画の骨子固まる。

このたび、むつ商工業協同組合(理事長・橋本春治)の七つの部会それぞれ総会が開催され、部会長並びに副部会長が決定し、又平成10年度の事業計画の骨子が決定した。

部会総会での決定事項は次のとおりである。

- 食品関連部会(十二社) 部会長 南谷信廣 (有)みなみや 副部会長 小野哲行 (株)むつショッピングセンター 副部会長 野口富男 青森ヤクルト販売 (株)むつ営業所 (株)むつ印刷工業 (株)むつ印刷工業(株) 副部会長 吉原朋治 協同印刷工業(株) 事務書類関連部会(五社) 部会長 古川 治 (株)古川総本店 副部会長 三浦れえ (株)三浦商店 副部会長 内田雅彦 (有)ウチダ事務器 部会長 上野昭雄

平成10年度「むつ市交通量調査」おこまる

一部一、〇〇〇円で頒布します

商工会議所では、毎年むつ市内の十五地点で交通量調査を実施していますが、今年も実施し、このたび調査表がまとまりました。

- ①日の出旅館(大湊新町) ②石留モーターズ(大湊浜町) ③富岡タクシー(宇田営業所) ④むつショッピングセンター(下北店) ⑤サークルK(大曲)の十五地点

概要 調査年月日 平成十年七月三〇日(木) 一回目 平成十年八月二日(日) 二回目 平成十年八月二日(日) 調査地点(両日とも次の十五地点) ①むつ松木屋 ②ホテルニューグリーン ③旧みなみや商店(横町) ④マエタ百貨店 ⑤八戸屋(内田) ⑥むつショッピングセンター(新町) ⑦はるやま(中央) ⑧青森テレビ ⑨むつ合同庁舎(中央) ⑩上路電器(中)

平成10年度 むつ市交通量調査 1.調査年月日 平成10年7月30日(木) 2.調査年月日 平成10年8月2日(日) むつ商工会議所

東京でのお仕事は青森県ビジネスサポートセンターのご利用を!

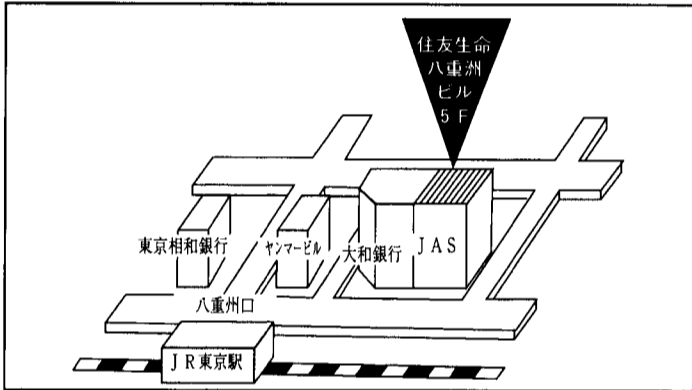
首都圏でのビジネスは、東京駅前にある「青森県ビジネスサポートセンター」をご活用下さい。

【施設内容】

長期・短期貸しブース、商談室、会議室 (一般業務に必要な事務機器を完備)

【活用例】

首都圏の支店、営業所の開設、会議及び説明会の会場、出張での事務処理、取引商談、打ち合わせ等



◎問い合わせ先 (財)青森県中小企業振興公社 TEL0177-77-4066 青森県ビジネスサポートセンター TEL03-3271-0900

- 上路電器 副部会長 港嘉四郎 (有)ミナト家具サロン 副部会長 藤林吉明 (株)トリー 事業計画(七部合同) (1)東通原子力発電所の現地視察 (2)東通原子力建設準備本部から講師を招いての勉強会 (3)宮城県女川商工業協同組合の先進地視察 事業計画(各部会) (1)業種(部会毎)の勉強会等が必要 (2)受発注の時期(スタート)と受発注取引の伝票の起案作業等の問題点の検討 (3)今後、行政及び商工会議所の支援を得て、強力なPRが必要(企画力・提案力) (4)既に受注をしている企業(現在進行形)と今後受注する組合の線引き 事業計画(執行部) (1)事業者(東北電力)と当組合との書類上の取り交し方法が課題である (2)東通事業協同組合と交流・懇談会の必要性を考えている。

むつ市 第30回みんなの消費生活展 合同で 第1回産業まつり 開催決定

- 開催会期 平成10年10月17日(土)~18日(日)の2日間 ●開催場所 下北文化会館とその周辺 ●主催 青森県・むつ市・むつ商工会議所 青森県貯蓄推進委員会・むつ市消費者の会

【詳細内容については、今後発行される「市政だより」及び「商工会議所報」等をご注目下さい。】

◆◆◆ 金 融 情 報 ◆◆◆

みちのく銀行

《みちのく》新型リフォームローン 「わが家改善計画」

今年こそは実行しましょう!! わが家改善計画

住み慣れたわが家に爽やかな新風を吹き込むリフォームプラン。家族の生活も幸福なシーンがきっと広がるはず。手軽で無理のないローンがついています。

あんしんプラン 万一の時、団体信用生命保険です。

ゆうゆうプラン 何といても低金利が魅力です。

住宅の増改築・修繕などから、車庫・庭・畑などの新造ならびに手摺・風呂のすべりどめ、段差解消などバリアフリー対応工事などまで、住まいのリフォームに関することなら、何にでもご利用いただけます。

ローン内容表: ご利用いただける方, ご融資金額, 担保保証人

くわしくは「みちのく」窓口までお気軽にお問い合わせください。

青森銀行

《あおぎん》バックアップローン

Table with 4 columns: ご利用いただける方, お使いみち, ご融資金額, ご返済期間, ご融資金利率, 利率の変更方, ご返済の方, 担保, 保証人, 保証料

青森県信用組合

あなたの夢を応援します。 個人ローン

Table with 5 columns: 個人ローン, 住宅ローン, マイカーローン, リフォームローン, 仏事ローン

おもしろい LELN 下北信用庫

(経営の安定化資金) 「しもしん不況対策支援資金特別融資」好評受付中

期間 平成10年7月10日~平成10年9月30日まで ご利用いただける先 1年以上同一事業を営んでいる法人・個人事業者が対象です。 ※ 次の要件に該当すると認められる先 ① 最近3ヶ月間の売上高もしくは生産高・受注残高が平成7年以降のいずれかの年の同時期と比較して減少している先 ② 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により資金繰りが悪化している先

融資条件表: 項目, 内容

(注) 詳しくは最寄りの各営業店の窓口までおたずね下さい。

平成10年 8月14日現在

# 国民金融公庫の貸付利率が かわりました。

- ◎普通貸付 **年2.50%**  
平成10年 8月14日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 **年2.20%**  
(無担保・無保証人<sup>◎</sup>制度) 平成10年 8月14日実行分から
- ◎国の教育ローン **年2.50%**

※ 貸付利率は、予告なく変わることがあります。

## 商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	コムネット	若狭盛雄	小川町1-16-30	サービス業
2	(有) ビッグエフ	品木やす子	田名部字前田4-10	飲食店
3	仕出しの花椿	西村守	奥内字大室平119-39	飲食店
4	小枝建築	小枝勝行	田名部字土手内74-245	建設業
5	浅住美装	浅田清富美	海老川町9-37	建設業
6	菅野左官	菅野誠	田名部赤川ノ内並木14-1394	建設業

**高卒者の地元雇用拡大について**  
お願ひ文を手渡す

先頃、田名部高等学校校長、牧野正藏氏並びにむつ工業高等学校校長、高森榮一氏がむつ商工会議所を訪問し、来春の県内就職希望者の地元雇用拡大について、「お願ひ文」を瀬川素之専務理事に手渡した。

お願ひ文の内容は次のとおりである。

むつ商工会議所  
会頭 鷹架武一殿  
青森県高等学校長協会  
会長 佐藤正昭  
二北地区高校長協会  
会長 牧野正藏  
高卒者の地元雇用拡大について  
(お願ひ)

高等学校卒業生の地元雇用につきましては、毎年格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成九年度の高等学校卒業生の県内就職は、厳しい状況の中、八年度より遅れたものの、全員の希望を達成できましたことを喜ばしく存じております。

これもひとえに経営者諸団体各位のご協力の賜であり、感謝に堪えません。本年度の高等学校卒業生定員の県内就職希望者は、生徒減少の中で昨年度よりやや減じたものの、約四、七〇〇名が予定されており、このことは意欲的かつ優秀な人材を県内にとどめ、本県の更なる活性化と一層の発展を図るために喜ぶべきことと受け止めております。

しかしながら、依然としてわが国の経済は停滞し、景気は後退局面にあるものといわれ、雇用情勢はさらに厳しいことが予想されております。

したがって、来春の本県高等学校卒業生定員に対する求人に見通しについては一層予断を許さない状況であり、各高等学校において指導に苦慮しているところであります。

各学校においてはこれまで以上に進路指導の充実を期しておりますが、経営者諸団体各位におかれましては、可能な限り早期に求人申し込みをしていただくようお願いいたします。

また、県内就職を希望している生徒たちの願いが叶いますよう、地元雇用拡大に格段のご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

## 第1回商工会議所会頭杯 ゴルフコンペのご案内



第1回商工会議所会頭杯ゴルフコンペを開催致します。会員相互の親睦を深めることを目的とし、表彰式・親睦会を合わせて行います。多数参加下さいませようお願い申し上げます。

- 日時 平成10年 9月18日(金)
  - 場所 みちのく国際ゴルフ倶楽部
  - スタート時間 午前8時
  - 集合場所 午前7時30分
  - 募集人数 64名(16組)
  - 参加費 3,000円
  - プレー費 11,100円 各自負担
  - 申込締切 9月11日(金)
  - 参加条件 会員、従業員、ご家族
  - 競技方法 18ホールストロークプレー スルーザグリーン 6インチリブレース
  - 続き ハンディキャップ算出方法新ベリア方式
  - 賞品 参加費を含め豪華賞品を用意しています。
  - 懇親会場 どんどこどん 午後6時
  - その他 食事代、消費税別、雨天決行
- ※申込・問合先  
むつ商工会議所振興課 川口  
電話 22-2281 FAX22-0167

## 育児・介護雇用安定助成金のご案内(平成10年度限り)

平成11年 4月1日から、

### 介護休業制度 介護勤務時間短縮等の措置

は、一律に事業主の義務となります。

1 介護休業制度導入奨励金  
介護休業制度を平成11年3月31日までの間に導入した事業主で、利用者が生じた場合に支給します。

●●支給額●●

	制度導入後最初の利用者が生じた場合	2人目以降の利用者が生じた場合、対象者1人当たり
中小企業	7.5万円	2.0万円
大企業	5.5万円	1.0万円

2 介護勤務時間短縮等奨励金  
介護勤務時間短縮等の措置(以下の①から③までのうち1つ以上)を平成9年4月1日以降平成11年3月31日までの間に導入した事業主で、最初の利用者が生じた場合に支給します。

① 短時間勤務の制度(所定労働時間8時間の場合2時間以上、所定労働時間7時間の場合1時間以上の短縮)  
② フレックスタイム制(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度)  
③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度

●●支給額●●

中小企業	4.0万円
大企業	3.0万円

3 育児・介護費用助成金  
労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行った事業主に対して、その補助等の額の一定割合を助成します。

●●助成率●● 事業主負担額に対して

中小企業	5分の4
大企業	2分の1

※年間限度額は、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所300万円です。  
また、労働者の育児・介護サービス利用を奨励する制度を新たに設けた事業主に対しては、上記に加え一定額の助成をします。

●●支給額●●

中小企業	4.0万円
大企業	3.0万円

4 事業所内託児施設助成金  
労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又は近接地域含む)に設置する事業主に対し、その設置、運営及び増築に係る費用の一部を助成します。

●●助成率●● 2分の1  
●●限度額●●

増設費	2,350万円
増築費	1,175万円 (① 定員5人以上増加するもの ②③のいずれか) ②安静室等(体調不調児に対応)の整備
運営費	年間374万4千円(運営開始後、最長5年間)
時間延長型	年間374万4千円+18万円(深夜時間帯は22万円)×延長時間(最長7時間)
体調不調児対応型	年間374万4千円+160万円(看護婦の配置に伴う人件費)

※事業主とは、「雇用保険適用事業主」をいいます。

## みんなでつくろう！明日の商店街 提言募集



あなたのまちの商店街には元気がありますか？  
商店街はあなたと地域を結ぶ大切な役割を果たしています。  
あなたも参加して、地元商店街を盛り立ててください。

青森県明日の商店街づくり事業実行委員会では、商店街の役割の普及啓発活動や、リーダー養成事業を行っています。

◆問合せ先  
労働省 青森女性少年室 〒030-0801 青森市新町2-4-25  
青森合同庁舎 TEL 0177-35-1033 FAX 0177-77-7696

財団法人 21世紀職業財団 青森事務所 〒030-0822 青森市中央1-25-3  
青森共栄火災ビル4F TEL 0177-76-2020 FAX 0177-76-2025



フレイ！フレイ！青森の商店街

青森県明日の商店街づくり事業実行委員会では、皆さんからの商店街への提言・意見を募集します。「あなたのまわりの商店街のいい話」「がんばっている商店街へ」など、これからの商店街づくりに向けた前向きな提言・アイデア・意見を自由に書いて送って下さい。

募集要項●募集対象/ 個人又はグループ。年令を問いません。/ 応募方法/ 四角字詰原稿用紙5枚以内。形式自由。未発表のものに限ります。なお、応募作品は返還致しません。●入賞/ 最優秀賞2編(3万円相当の商品券) 優秀賞2編(3万円相当の商品券) 佳作3編(5千円相当の商品券) ●応募締切/ 10月31日(土) ●表彰/ 平成11年1月(予定)の商店街まちづくりフォーラムで表彰します。●応募・問合先/ 青森県明日の商店街づくり事業実行委員会事務局 県経営振興課内) 〒030-8570青森市長島1丁目1-1 TEL0177-34-9374 [インターネットホームページアドレス] http://www.ao-rsc.or.jp/asita/